

海南消告示第21号

令和2年度海部南部消防組合人事行政の運営等の状況について

海部南部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年海部南部消防組合条例第1号）第5条の規定に基づき、令和2年度（一部項目については、令和3年4月1日現在）における海部南部消防組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

令和3年11月29日

海部南部消防組合
管理者 加藤光彦

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免に関する状況

区分	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和3年4月1日	備考
退職者数	3名	0名	定年退職、依願退職
採用者数	3名	4名	競争試験
再任用者数	2名	1名	

(2) 職員数に関する状況

部 門 別	令和3年4月1日現在	
消防本部	消防長	1名
	総務課	4名
	予防課	8名
	消防課	7名 海部地方消防通信指令事務協議会へ派遣 内3名
消防署	消防署（本署）	49名
	北分署	25名
	南出張所	10名
計	104名	

2 職員の人事評価の状況

職員の執務について勤務成績を的確に把握し、公正な評価を行い、もってこれを職員の能力開発及び人材育成に活用し、適正な人事管理を図ることを目的に人事評価制度を導入しています。

3 職員の給与の状況

令和2年度中職員の給与状況

職員数	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
103名	362,773千円	90,280千円	153,448千円	606,501千円

注) 職員手当には、退職手当を含みません。

1人当たり給与費	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
4,439千円	296千円	370千円	38.5歳

注) 1人当たり給与費及び平均給与月額は、給料及び職員手当(期末・勤勉手当を除く。)の合計額です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1週間当たりの勤務時間	毎日勤務者	38時間45分
	交替制勤務者	
勤務時間	毎日勤務者	7時間45分/日 始業時刻 8時30分 終業時刻 17時15分
	交替制勤務者	15時間30分/当務 始業時刻 8時30分 終業時刻 翌日8時30分
休日	土曜日、日曜日、祝日、国民の休日、年末年始	
休暇	年次有給休暇、病気休暇、特別休暇(忌引・夏季休暇・結婚休暇・出産休暇等)、介護休暇	

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

- (1) 分限処分 なし
- (2) 懲戒処分 なし

6 職員の休業の状況

- (1) 育児休業 なし
- (2) 部分休業 なし

7 職員のサービスの状況

地方公務員法及び海部南部消防組合条例等の規定に基づき、義務規定・禁止規定の遵守

8 職員の退職管理の状況（令和3年3月31日現在）

区分	退職者数	再就職先			再就職者合計
		再任用職員	嘱託職員	その他団体 (民間企業等)	
部長相当職					
次長相当職	1名			1名	1名
課長相当職					
合計	1名			1名	1名

9 職員の研修の状況

研 修 先	研 修 数	研 修 者 数
救急救命研修所	1回	1名
愛知県消防学校	7回	9名
消防大学校	1回	1名
市町村振興協会研修センター	12回	18名
救急救命士関係 病院実習	17回	18名

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断

- ア 全職員に対し、定期健康診断実施
- イ 救急業務（支援業務を含む。）に携わる職員に対し、感染症抗体検査実施
- ウ 感染性患者搬送時患者等に接触した職員に対し、感染症検査実施
- エ 深夜業務に従事する職員に対し、深夜業務従事者健康診断実施

(2) 愛知県市町村職員共済組合に加入し、同組合による保険等の短期給付事業、年金等の長期給付事業並びに保健、貯金及び貸付等の福祉事業実施

(3) 職員の災害補償

- ア 公務災害認定件数 1件
- イ 通勤災害認定件数 0件

1 1 消防職員委員会の状況

消防職員委員会制度は、消防職員からの意見を幅広く求めることにより、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを目的としています。令和2年度は11件の意見が提出され、その全てを議題として1回開催しました。消防職員委員会の審議結果は、委員会意見書として消防長に提出され、消防長は当該意見を尊重して処置し、処置の結果の要旨を職員に周知しました。

提出意見の区分	提出意見数	審議意見数
勤務条件及び厚生福利関係	6件	6件
被服及び装備品関係	2件	2件
設備、機械器具その他の施設関係	3件	3件

1 2 公平委員会等の業務状況

内 容	勤務条件に関する措置の要求	不利益処分に関する不服申立て
新規	0件	0件
前年度からの繰越	0件	0件
終了	0件	0件

注1) 「勤務条件に関する措置の要求」とは、公平委員会に対し、職員が給与・勤務時間などの勤務条件に関して、組合が適切な措置を講ずるよう要求できる制度です。

注2) 「不利益処分に関する不服申立て」とは、職員が懲戒処分などの不利益処分を受けたことに不服があるときに、公平委員会に対し不服申立て（審査請求）ができる制度です。

むすび

以上、人事行政の運営状況について説明しました。

本組合としましては、職員に対する職場環境をより良いものに改善するよう努力するとともに、職員研修等の教育訓練を通じて災害対応能力の向上に努め、地域住民の安全を守るという消防の使命を常に念頭に置き、住民の皆様の負託に応えていきたいと思っておりますので、住民各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。